資料１－４

第１期中期目標期間業務実績に関する評価（案）について

１　概要

県立病院機構の第１期中期目標期間の業務実績について、評価委員会は、期間終了後に、地方独立行政法人法第 30 条に基づき評価を行う。

２　評価内容

区　　分	評価内容の要旨
総　括	・平成 21 年度から現在まで、他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療、県が施策として求める医療を提供し、県民に信頼されている。また、経営面においても、患者数の増加や経費の節減努力等により、法人化後全ての年度において黒字決算となった。 ・業務を全体的に見ると、医療の質の向上と収支構造の改善の両面において成果をあげ、県が指示した第１期中期目標を達成したことは、高く評価できる。
医療の提供	・３病院は、高度・専門・特殊医療を担うという県立病院に求められる役割を果たし、高水準の患者紹介率や病床利用率、短い平均在院日数が示すとおり、他の医療機関との連携のもと医療の質を向上させている。 ・また、医療の提供の前提となる人材確保についても、法人化前に比べて迅速な採用が可能になり、医療ニーズに臨機応変に対応しているなど、一定の成果が認められる。 ・患者数の増加や良好な患者満足度調査結果から、患者や家族、地域から信頼される医療を提供しているものと認められ、中期目標を達成したことは高く評価できる。 ・今後とも、県民の医療ニーズに応え、より安全で質の高い医療の提供のため、医師・看護師等、医療従事者の確保をはじめ、さらなる改善を期待する。
医療に関する調査及び研究	・医療機関、県民のそれぞれに対し、積極的な情報提供を行うなど、県立病院としての役割を積極的に果たしていると認められ、中期目標を実現したことは評価できる。 ・より一層の医療の質の向上や魅力ある病院づくりのため、研究機能についての強化拡充を期待する。
医療に関する技術者の研修	・研修医が増加傾向にあることは、機構が若手医師の研修環境づくりに努力を行ってきた結果として認められる。 ・多様な医療従事者研修の実施や、資格・免許の取得についての環境整備、国際交流も積極的に取り組まれており、中期目標を実現したことは評価できる。

区　　分	評価内容の要旨
医療に関する地域への支援	・総合病院、こども病院は県内公的医療機関へ医師を派遣し地域医療の確保に貢献しており、こころの医療センターは、24 時間体制で県内全域を対象として患者・家族からの電話相談に対応するなど、中期目標で定める地域医療への支援、社会的要請に応えていると認められる。
災害等における医療救護	・東日本大震災において、県立病院として日々の備えを活かし、その役割を積極的に果たしている。 ・総合病院にあっては、基幹災害拠点病院として全県的な医療救護活動の中心的役割を担うことができるよう、また、こころの医療センターやこども病院においても、それぞれの分野において、期待される役割を果たすことができるよう、日ごろから体制強化と訓練に努められたい。
業務運営の改善及び効率化	・効率的な組織運営や弾力的な委託契約の導入等の業務改善を進め、経費が大幅に削減されるなど、法人化の特徴を最大限に発揮した取組が進められており、中期目標を実現したことは、高く評価できる。
財務内容の改善	・法人化初年度から経常収支の黒字化を達成し、３病院全てで毎年度黒字を達成し、中期目標で指示した「５年間累計の経常収支比率 100％以上」を大きく上回ったことは、高く評価できる。

３　今後の対応

・評価委員会は評価結果を県立病院機構に通知するとともに、知事に対し報告する。
　知事は、県民に評価結果を公表する。
・知事は、９月県議会に評価結果を報告する。

（参考）地方独立行政法人法

第30条　地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　第28条第３項から第５項までの規定は、第１項の評価について準用する。

第31条　設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

２　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。